（様式1）

質　問　書

令和７年　２月　　　日

　福島県会津若松建設事務所長　宛

住　　所

提出事務所名

質問に対する責任者名

電話番号

　中山間地域道路等維持補修業務委託について、次の項目を質問します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 質　問　事　項 | 内　　容 |  |
|  |  |
|
|  |  |  |  |

（様式2）

６ 宮 土　第　　　　号

令和　７年　２月　　日

質　問　回　答　書

　プロポーザル提出予定者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県会津若松建設事務所長

　中山間地域道路等維持補修業務委託について、次の内容を回答します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問内容 | 回　　　答 |
|  |  |

（事務担当　宮下土木事務所　　電話0241-52-2311）

（様式3-1）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 整理番号 |
| ※ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※本欄は記入しないでください。

**プロポーザル送付書（参加表明書）**

令和　７年　　月　　日

　業務名　中山間地域道路等維持補修業務委託

　福島県会津若松建設事務所長　宛

（提出者）

住所

　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（作成担当者　　　　　　　　　　　　）

福島県が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。あわせてプロポーザル提案書を提出します。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。

２　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

４　福島県の県税を滞納していません。

５　消費税または地方消費税を滞納していません。

６　協同組合の組合員のうち、契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者には、当該期間中の管理業務を行わせないことを確約します。

※ 建設業許可書（写）、法人登記簿等（写）を添付すること。

（様式3-2）

中山間地域道路等維持補修業務委託

公募型プロポーザル参加資格審査申請書

令和　 　 年　　 月　　 日

契約担当者　　　　　 様

共同企業体の名称

　　　 代表者の所在地

　　 商号及び代表者 　　　 　　　　印

　　　 構成員の所在地

　　　 商号及び代表者 印

　　　 構成員の所在地

　　　 商号及び代表者 印

　福島県が発注する次の公募型プロポーザルに参加したく、中山間地域道路等維持補修業務委託共同企業体取扱要綱第１０条の規定に基づき、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同第１１条に規定する存続期間が終了するまでの間、次の権限を当共同企業体などの代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

　業務名称：

　委任事項

１　委託業務の遂行に関し、当企業体を代表して福島県と折衝する権限

２　委託業務の入札及び見積もりに関する一切の権限

３　委託業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限

４　その他委託業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

|  |
| --- |
| 使　用　印 |

（様式3-3）

中山間地域道路等維持補修業務委託

共同企業体協定書

（目　的）

1. 当企業体は、中山間地域道路等維持補修業務委託（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

1. 当企業体は、○○共同企業体（以下｢当企業体｣という。）と称する。

（事務所の所在地）

1. 当企業体の事務所を（　所　在　地　）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、（ 　年　 月　 日）に成立し、業務の委託契約の履行後３月を経過するまでの間は、解散することができない。
2. 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

　所在地　（　所　在　地　）

　　商号　（　商　号　）

　　代表者（　代　表　者　氏　名　）

（代表者の名称）

1. 当企業体は、（所在地）（商　号）（代　表　者　氏　名）を代表者とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福島県と折衝する権限、見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

1. 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、福島県との契約内容に変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　（所　在　地）（商　号）（代　表　者　氏　名）　（構成割合　　％）

　　（所　在　地）（商　号）（代　表　者　氏　名）　（構成割合　　％）

　　（所　在　地）（商　号）（代　表　者　氏　名）　（構成割合　　％）

1. 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の基本に関する事項、資金管理方法並びに当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

1. 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

1. 当企業体の取引金融機関は、（　金　融　機　関　名　）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

1. 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

1. 決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

1. 決算の結果、欠損が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

1. 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務期間途中における構成員の脱退に対する措置）

1. 構成員は、福島県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。
2. 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。
3. 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。
4. 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
5. 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

1. 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

1. この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　（所　在　地）（商　号）（代　表　者　氏　名）、他○名は、上記のとおり中山間地域道路等維持補修業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（構成員数＋１）通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、入札参加資格審査申請書に１通添付するものとする。

（　　年　　月　　日）

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員の所在地

商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員の所在地

商号及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（様式6-1）

６宮土第　　　　　号

令和　７年　月　　日

(　業務委託候補者名　)　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県会津若松建設事務所長

中山間地域道路等維持補修業務委託のプロポーザルの

審査結果について（通知）

　このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴企業体を業務委託候補者として選定しましたのでお知らせします。

　なお、今回のプロポーザル審査による審査結果は下記のとおりとなりました。

記

　　■業務委託候補者-----業務委託候補者名

■次点者-----業務委託候補次点者名

（事務担当　宮下土木事務所　　電話0241-52-2311）

（様式6-2）

６宮土第　　　　　号

令和　７年　月　　日

　(　次点者名　)　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県会津若松建設事務所長

中山間地域道路等維持補修業務委託のプロポーザルの

審査結果について（通知）

　このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴企業体は次点となりましたのでお知らせします。

　本プロポーザルへの参加に当たり、貴重な時間と労力を費やしていただき、心より感謝申し上げます。

　なお、今回のプロポーザル審査による審査結果は下記のとおりとなりました。

記

　　■業務委託候補者-----業務委託候補者名

■次点者-----業務委託候補次点者名

（事務担当　宮下土木事務所　　電話0241-52-2311）

（様式6-3）

６宮土第　　　　　号

令和　７年　月　　日

　(　非選定者名　)　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県会津若松建設事務所長

中山間地域道路等維持補修業務委託のプロポーザルの

審査結果について（通知）

　このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴企業体は委託候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

　本プロポーザルへの参加に当たり、貴重な時間と労力を費やしていただき、心より感謝申し上げます。

　なお、今回のプロポーザル審査による審査結果は下記のとおりとなりました。

記

　　■業務委託候補者-----業務委託候補者名

■次点者-----業務委託候補次点者名

（事務担当　宮下土木事務所　　電話0241-52-2311）